

[事案 27-280] 災害死亡保険金支払請求

・平成 28 年 11 月 22 日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

被保険者が転倒による骨折を契機として死亡したことを理由に、災害死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、昭和 62 年 12 月に契約した定期保険にもとづき、災害死亡保険金を支払ってほしい。

- (1)被保険者は、平成 27 年 2 月に転倒して左上腕骨を骨折し、手術・入院していたところ、日常生活動作が著しく低下し、肺炎、胸水、急性呼吸不全を発症し、同年 3 月に敗血症性ショックにより死亡した。
- (2)不慮の事故を直接の原因として死亡したというためには、不慮の事故による傷害以外の一切の要素が含まれてはならないということはなく、不慮の事故による傷害が主たる原因であるか、傷害と死亡との間に相当の因果関係があれば足りると考えられる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、転倒による骨折は被保険者が死亡した直接の原因とは認められないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)通常、左上腕骨の骨折により死亡に至ることは考えにくい。また、当該骨折が、敗血症性ショックの原因となったと思われる肺炎等を惹起することもない。
- (2)被保険者の全身状態の悪化は、認知証、糖尿病、慢性心不全等の既往症等が原因であり、転倒による骨折が主たる原因またはより有力な原因であるとは認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1)裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。
- (2)医学的判断の参考とするため、独自に第三者の医師の意見書を求めた。
- (3)申立人の見解を把握するため、申立人代表者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、諸事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。